

# **年金記録訂正請求に係る答申について**

**関東信越地方年金記録訂正審議会**

**(千葉県担当部会)**

**令和4年9月8日答申分**

## **○答申の概要**

**年金記録の訂正を不要としたもの** 1件

**国民年金関係** 1件

厚生局受付番号：関東信越（千葉）（受）第2200010号

厚生局事案番号：関東信越（千葉）（国）第2200008号

## 第1 結論

昭和58年\*月\*日から昭和60年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和38年生

住所：

### 2 請求内容の要旨

請求期間：昭和58年\*月\*日から昭和60年3月まで

私は、請求期間当時、A市内にある大学の学生として同市に居住しており、学生は国民年金に任意加入であったにもかかわらず、昭和58年\*月に同市役所又はB社会保険事務所（当時）の男性職員から呼び出され、同市役所又は同社会保険事務所に出向いたところ、同職員に国民の義務なので国民年金保険料を払う必要があると強く言われ、同職員に請求期間のうちの数か月分の保険料として2万円を支払ったが、領収書及び年金手帳は交付されなかった。また、その際、書類に何か記載した記憶があるので、それが国民年金の加入手続だったと思う。請求期間について、国民年金に未加入の期間とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、請求期間当時、自分は大学生であり、20歳になった昭和58年\*月に、A市役所又はB社会保険事務所の男性職員から呼び出され、同市役所又は同社会保険事務所に出向き、同職員に請求期間のうちの数か月分の国民年金保険料として2万円を支払い、その際、国民年金の加入手続を行った旨主張している。

しかしながら、請求者が所持する年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日として、昭和61年4月1日と記載されており、当該資格取得年月日はオンライン記録と一致している上、オンライン記録において、当該被保険者の資格取得に係る資格処理日は同年11月21日であり、請求者の国民年金の加入手続は同年11月頃に初めて行われたことが推認できることから、加入手続時期について請求者の主張と一致しないほか、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、保険料を納付することができない。

また、請求期間当時、国民年金制度において大学生は任意加入の対象となるところ、オンラ

イン記録及びA市の国民年金手帳記号番号払出簿（以下「記号番号払出簿」という。）において、昭和58年に同市で国民年金の任意加入被保険者資格を取得した者を調査したが、請求者の氏名は確認できない。

さらに、請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索並びに記号番号払出簿による記号番号の全件調査（昭和58年にA市で払い出された記号番号に限る。）を行ったが、請求者に記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、A市は、同市のシステムにおいて、請求者に係る国民年金保険料の納付状況等の情報はない旨回答している上、請求期間当時、社会保険事務所で納付可能な国民年金保険料は、過年度分の保険料であり、年度内の保険料を社会保険事務所で納付することはできない。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求期間について、請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。